

舞鶴市学校規模適正化ビジョン (案・概要版)

～舞鶴の子どもたちのために～
舞鶴市教育委員会

目次

- 1 ビジョン策定について
- 2 目指す教育環境の考え方
- 3 学校の適正規模・適正配置の基準
- 4 適正化・適正配置の基本方針
- 5 配慮すべき事項
- 6 将来の教育環境 ～2045年（R27）を見据えた検討の手順～
- 7 取組・進め方

1 ビジョン策定について

- 本市の学校教育で育てたい子ども像 「ふるさと舞鶴を愛し 夢に向かって将来を切り拓く子ども」

～舞鶴市教育振興大綱～

【策定の背景】

(1) 現状 = 子どもたちを取り巻く教育環境が急速に変化

- 子どもたちの将来を考えた場合、学校は、一定の児童・生徒数のもとで切磋琢磨できる環境での学校運営が望ましい。
現状は・・・
 - 児童・生徒数の減少で小規模校が増加し、クラス替えができない学校や複式学級が発生
 - 学校施設の老朽化が進行
 - GIGAスクール構想によるICT環境の整備、部活動の地域展開、不登校の児童生徒の増加に伴う多様な学びの場の確保、地産地消の学校給食の推進等、時代に応じた新しい取組が進行

(2) 課題 = 児童生徒数の減少による学校の小規模化が進行

● 学校運営上、児童生徒に与える影響

- ①社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ④切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑤教職員への依存心が強まる可能性がある
- ⑥協働的な学びの実現が困難となる 等

教育上、児童生徒に影響を及ぼす可能性がある

▼
最適な学校教育の在り方の検討が急務

2 目指す教育環境の考え方

[適正化・適正配置のための基本的な考え方]

- (1) クラス替えが可能となる規模であること。クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができること。
- (2) 集団の中で、児童生徒間の交流ができ、多様な考えや価値観に触れ、学習の場面で多面的に考え議論することができる、切磋琢磨する教育活動等ができること。
- (3) 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教職員との幅広い人間関係づくりに配慮したが可能になる学級編制ができること。
- (4) 支援が必要な児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となること。
- (5) 学校の委員会活動を選択でき、また、学級内で班活動、グループ分けができること。
- (6) 子どもたちの学習意欲の高揚に繋がるような、学級の枠を超えて集団をつくった探究的な学びや学年内での教職員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態がとれること。
- (7) 運動会・文化祭等の集団活動・行事、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施ができること。等

[留意点]

- 学校は地域コミュニティの拠点としての性格を有し、地域の交流の場・非常災害時における避難場所等、様々な機能を併せ持っており、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえる必要があること。
- なお、学校が置かれた状況は様々であることから、学校統合によって通学距離が遠くなり、スクールバス等を使っても通学時間が長くなるなど、学校統合による適正規模化を進めることが困難な場合は、施設一体型小中一貫校や小規模特認校制度等、学校の統廃合を前提とするのではなく様々な選択肢をもって小規模校の存続についても判断する必要があること。

3 本市における学校の適正規模・適正配置の基準

(1) 適正規模の基準

①小・中学校共通事項

- ・ 全学年が2学級以上で、クラス替えが可能
- ・ ~~1学級あたり、15以上~~ (文部科学省の現行の基準では1学年36人以上の場合に2学級が編制可能)

(2) 適正配置の基準 (文部科学省)

●通学距離

徒歩・自転車の場合



4km以内

小学校

6km以内

中学校

自宅

●通学時間＝1時間以内

- ・ スクールバス等適切な交通手段が確保できた場合
- ・ かつ遠距離・長時間通学によるデメリットを解消できる見通しが前提

4 適正化・適正配置の基本方針

「舞鶴の子どもたちのために」をコンセプトに、2045（令和27）年度の市立小・中学校の姿を見据えた学校教育環境づくりをするための基本方針を下記のとおり定めるものとします。

- (1) 児童生徒数の減少をはじめ、小規模校における集団の固定化や中学校進学時に大きな集団に合流する子どもたちの心理的負担の現状を踏まえながら、小学校同士、中学校同士の統合を段階的に進めます。
- (2) 1学校について、小・中学校ともに1学年あたり2学級以上、~~また、1学級あたりの児童生徒数は、15人程度で、クラス替えが可能な規模~~とします。
- (3) 複式学級の解消を優先的に進めます。
- (4) 学校統合にあたっては、児童生徒の通学路の安全面や通学時間の負担面に配慮するとともに、地理的条件や道路交通事情等を考慮し、安心・安全な通学路の設定や通学手段の方策を講じます。
- (5) 小学校は、「小中一貫教育」の対象区域である、現在の中学校区内での統合を基本とします。ただし、通学時間、学校施設の維持管理面や地域コミュニティ等の事情を総合的に勘案し、保護者や地域住民等関係者の皆様の合意が得られる場合は、基本的な対応以外についても検討することとします。
- (6) 児童生徒数の多い学校施設の使用や学校敷地の広さ等の状況を踏まえて、基本的に既存の学校施設及び敷地を可能な限り有効活用します。
- (7) 施設一体型等の小中一貫校の新設や統合後の新たな学校の設置などについても、教育充実の観点、学校施設の維持管理面や地域コミュニティ等の事情を総合的に勘案し検討することとします。
- (8) 適正規模化を進めることが困難な1小学校1中学校の校区や、学校統合後においても小規模の小中一貫校では、集団が9年間固定することに留意し、ICTを活用したオンライン授業等、小規模校のデメリットを最小化する取組を検討します。
- (9) 既存学校施設を活用する場合は、老朽化対策（校舎や体育館等の長寿命化改修や屋根・外壁等の大規模改修、電気・水道等の設備改修等）を優先して整備に取り組みます。
- (10) 保護者や地域住民、学校関係者の皆様の理解と協力が得られるよう、意見やニーズ等を聴取するため、説明会や意見交換会の開催、また、通学手段の確保等の各種支援策を提案するなど、丁寧な合意形成に努めます。

5 取組にあたり配慮すべき事項

- (1) 学校規模の適正化・適正配置を進めるにあたっては、保護者や地域住民の皆様のご意見を伺いとともに、学校・教員の意見を聞きながら、理解と協力を得て取り組むことが重要であり、地域と連携した(仮称)学校のあり方を考える検討会を通して、学校のあり方について共通認識を図ります。
- (2) 学校の再編は、就学前の子育てをする保護者の居住地選択に大きな影響があるため、地域住民の皆様のご理解のもと、計画的な取組と広報・周知に努めます。
- (3) 再編後の学校は、新たな校区全体の特色ある歴史、文化や自然等を学ぶことにより郷土愛の醸成を図り、ふるさとに誇りを持つ心を育む教育を推進します。再編にあたっては、再編前の学校が担ってきた地域でのコミュニティ機能に十分配慮します。
- (4) 児童生徒の心理的な負担が生じないよう、タブレット端末等ICTを有効に活用する小小連携の取組を継続的に推進する等、学校規模の適正化等の前に対象校同士の授業、学校行事や児童生徒間の交流活動等を実施します。
- (5) 現状の小学校間の規模の違いから生じている子どもたちの心理に留意し、再編前の取組には児童生徒が自然なかたちで参画できるよう配慮します。
- (6) 学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針等について、対象校間で事前双方ともに調整します。
- (7) 児童生徒が安心して通学できるよう、通学路の点検や新たに通学路を設定する場合は、保護者や地域住民等の皆様と協働して、通学路の現地確認や安全対策の措置を行うとともに、必要に応じて、警察署や道路管理者等と調整を図り、対策を講じるなど安全確保に努めます。
- (8) 再編前の学校の教育方針や教育実績などが、再編後の学校においても継承されるよう十分配慮します。
- (9) 再編後の学校が、保護者や地域住民の皆様との協働によって、学校が定める新たな教育方針のもとで特色ある教育活動を展開し、学校やPTA活動の活性化が図られるように支援します。

※ 本ビジョンは、文部科学省が定める学級編制の基準等の制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すこととします。

【閉校となる学校施設・跡地利用について】

学校施設は教育の場としてだけでなく、住民にとって最も身近な施設であり、災害時の避難所にも指定されている一方で、大規模施設であることから、その維持管理費は年々膨らんでいくことが想定されます。

このことから、閉校となる学校施設や跡地については、将来世代への負担にも配慮しつつ、学校施設の立地環境や地域の実情等に応じて、施設の最適なあり方について検討を行うこととします。

6 将来の教育環境～2045年（R27）を見据えた検討の手順～

表は2045年（R27）の姿

1 小学校

- 全18校のうち、小規模校に属する15小学校について、統合を見据えた適正規模化を検討します。（□囲みは優先して検討する学校）
- 複式学級が見込まれる学級数1～5の10小学校について、優先的に取り組みます。

2 中学校

- 全7校のうち、小規模校（学級数1～2）に属する3中学校について、統合を見据えた適正規模化を検討します。
- 複式学級が見込まれる学級数1～2の1中学校について優先的に取り組む。

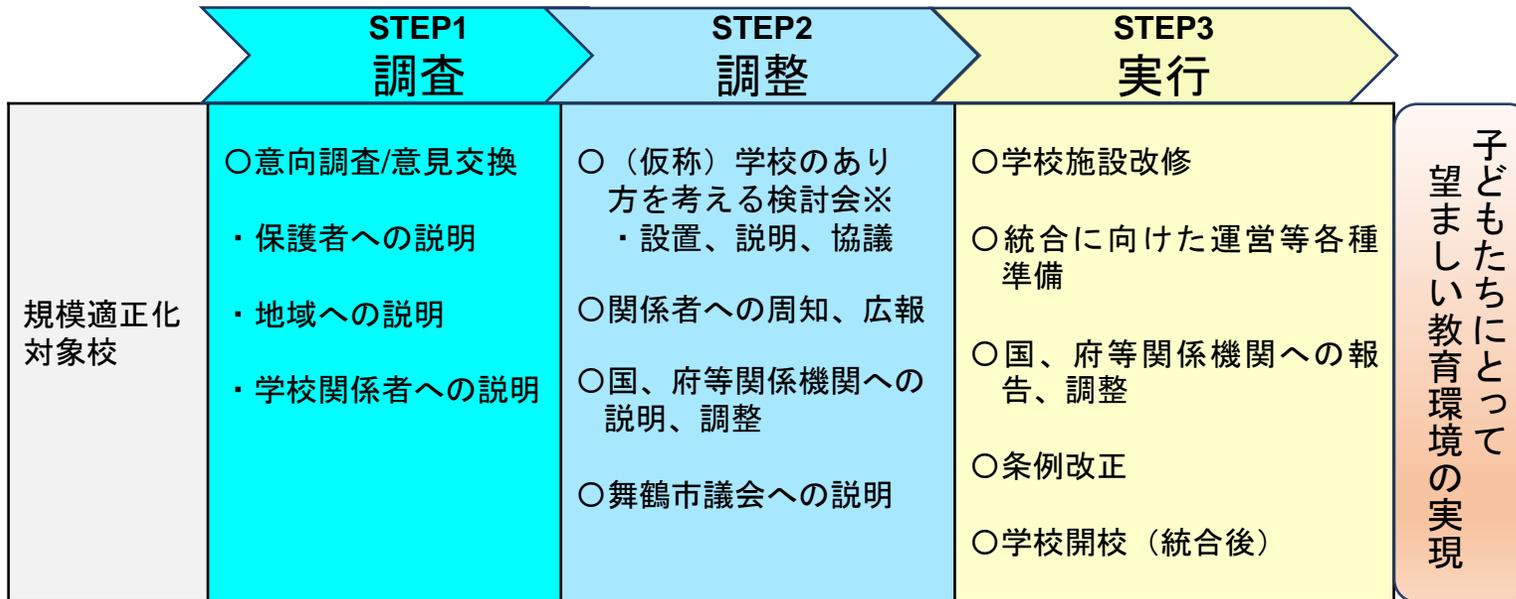
規模別	学級数	学校名	特記事項
小規模校	1～5	三笠 与保呂 朝来 □大浦 吉原 □池内 福井 高野 □岡田 □由良川 (10校)	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある 複式学級が存在する規模
	6	志楽 中舞鶴 (2校)	<ul style="list-style-type: none"> 複式学級はないが、クラス替えができない規模
	7～8	明倫 (1校)	<ul style="list-style-type: none"> おおむね1つまたは2つの学年しかクラス替えができない規模
	9～11	倉梯 倉梯第二 (2校)	<ul style="list-style-type: none"> 半分以上の学年でクラス替えができる規模
適正規模校	12～18	余内 (1校)	<ul style="list-style-type: none"> 各学年2～3学級の編制、全学年でクラス替え可能（統合する場合24学級まで） 学習活動の特性に応じた集団が編制できる 同学年に複数の教職員を配置できる
	19～24	新舞鶴 中筋 (2校)	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の学級数がやや多く、教育課程の編制、実施に際し配慮を要する規模

規模別	学級数	学校名	特記事項
小規模校	1～2	加佐（1校）	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある 複式学級が存在する規模
	3	和田、若浦 (2校)	<ul style="list-style-type: none"> 複式学級はないが、クラス替えができない規模
	4～5		<ul style="list-style-type: none"> クラス替えができる学年が少ない規模
	6～8		<ul style="list-style-type: none"> 全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
	9～11		<ul style="list-style-type: none"> 全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や免許外指導の解消が可能な規模 全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、学校全体で9学級（各学年3学級）以上であることが望ましい
適正規模校	12～18	青葉 白糸 城南 城北 (4校)	<ul style="list-style-type: none"> 各学年4～6学級の編制、全学年でクラス替えが可能

7 学校規模適正化への取組・進め方

(1) 適正化へのロードマップ

対象校については、保護者、地域住民の皆様、学校関係者との合意形成とあわせて、関係機関との調整を行い、統合を見据えた学校規模適正化を進めていきます。



(2) 合意形成の取組と進め方

学校規模の適正化には、保護者や地域住民の皆様の理解と協力が不可欠です。

適切な情報提供や意見交換の場を設け、共通認識を形成し、進め方を検討します。

① 説明会と意見交換会の開催

⇒保護者や地域住民を対象に、説明会や意見交換会を開催し、理解と協力を得ます。

② 検討会の設置

⇒関係者が連携できる場を用意し、課題やニーズを整理し、基本合意の形成に努めます。

③ 最終合意と実施

⇒最終合意を経て、教育活動の充実や通学路の安全対策などを検討し、学校の開校に向けて取り組みます。